

おわりに

この日記を解説して明らかになつた事実や筆者なりに興味を覚えた事柄を箇条書ふうにあげて結びとする。

一 上野景範は七月二十六日長崎に着くと直に市中の商人等から外国人へ二分判金が売られることを未然に防ぐため各方面にその取締りを命じ、続いて各国領事宛に「先の高輪応接所での取決めに基き、長崎在留の外国人は七月二十七日中に所持する二分判金高を外国管事役所へ報告し、翌二十八日中にその現物を持参し、日本官吏の検査を受くべきことといふ趣旨の布告を出すよう」書翰をもつて依頼した。

一 真贋検査の具体的方法は、各國ごとに所持主から領事へその員数を届け出させ、さらに各國領事はその員数を取りまとめて七月二十七日中に管事役所へ送り届けるという方法であつた。この際二十七日中といふ日限に遅れたものは、これを一切受け付けないと云う厳しいものであつた。こうした強い態度はフランス国領事との間にトラブルも惹起した。

一 真贋判別の基準は、もともと政府で鑄造しないものは全て贋金とするというものであつたが、外國側は、政府鑄造のものでなくとも性合の同質のものは真金とみなし、性合の劣つたものだけ日本政府が真金と交換するものと理解していた。しかし景範は大隈重信の言に従い、政府で鑄造したもののみ真金とするという基準で検査に臨み、且つ処理した。

一 外国人所持の二分判金で両替屋の包に包まれたものの中に贋金が含まれていた場合には、両替屋をして真金に交換させるという方法を採用した。また、各藩邸から外国人へ支払つたものの中に贋金が含まれていた場合には、藩をして真金に交換させるというものであつた。

一 長崎在留の中国人に対する対策では、歐米諸国民とは区別して対処した。即ち、二分判金の売却を望むものだけに限り外国管事役所の検査を受けるように命じ、その他の所持二分判金に関しては内地人民と同様に取り扱つた。

一 内地人民所持の二分判金改めの方法は、疵金・すれ金・焼ヶ金は交換することなく、そのまま通用させ、贋金だけは預り証を与えて役所で預るというものであつた。

一 当時の長崎での贋金売買の相場は、贋金百両が三十六両で売買されるというものであつた。

一 上野景範は、大隈重信・寺島宗則の下で働いた。なかでも寺島にかわいがられ親しく交際した。このほか五代友厚・伊藤博文・中島信行・陸奥宗光・井上馨など明治期を代表する人々との交流があつたことがこの日記からも読みとれる。

度当港之役人鶴田有遠ト云者大坂江召連、井上聞多江談判之約ニテ、四時ニ乗船、鶴田も乗船ス、今夜十時當港開帆、

同 九日 晴 在洋

一 航海中無他事、

同 十日 雨天

一 航海益過神戸港江着船、直ニ上陸鉄屋江寓宿、即手紙相認井上聞多二

鶴田有遠を早追ニテ差立、崎場之中山云々之事件を傳達ス、

十一日 晴天

一 昼より兵庫辺逍遙ス、帰路福原ト云地ニ至り鳴門屋ト云酒店ニ立寄リ

十時帰宿、大坂より之飛脚只今来着、崎場江可遣七万両之小楮幣は大

坂表にて都合相成様子返書来ル、

十二日 晴

一 終日在宿、今夜七時乗船、二字開駕、

十三日 晴

一 終日在洋、

十四日 晴

一 在洋、十二時英國王子アルフレッド在船之蒸氣船アトウェンチユールヲ見ル、

十五日 雨天

一 夕六時着濱、直ニ上陸、七時井関来ル、九字帰ル、

十六日 曇

一 今朝九字馬車ニテ東京江至ル、一字大隈旅館江着ス、崎場之手續を書面ニテ演舌ス、夕六字寺島旅館江帰ル、

十七日 晴

一 浅草辺逍遙、川舛と云料理店江至リ両国を渡リ暮時分帰ル、

十八日 雨天

一 朝大蔵省より御用呼出シ来ル、即出局、監督正之命伊藤大蔵少輔名代ニ

テ大政官より命セラル、昼過外務省より呼出書来ル、即出局、昨年來亞國ウエンリート氏日本人を出稼ニハワイ江差遣候者共を呼戻談判として、使節之名義ニテ三輪甫一被召付被差遣候旨澤外務卿より命在リ、

十九日 晴天

一 伊藤俊助同伴馬車ニテ帰濱、夕字分着濱、

廿日 晴天

一 朝九字伊藤同伴裁判所江出局、無他事、夫よりヤンシ一船監定之ため伊藤同伴差越、帰リニ蘭岡士江到リ暮時分ブラントン江致リ、夕過帰ル、

所持之二分金員數書出之書翰は我七月廿八日付と有之、同日朝十字

半ニ落手致候處、約定期日ニ相後レ候ニ付、同人共より通弁官名村

貞四郎を以て直ニ足下江返却致置、所置振之儀ニ付予等ニ伺出候間、

始末は御面談之節巨細演舌致置候儀にて、右書類は足下之御手ニ有

之、其后首長平井義十郎を以足下ノ需ニ應し、右ニ添附ス可キ返報

として、予等より差出せし書翰之文意は、平井義十郎より演舌致候

処御承託ニ付譯文相添差送候、尚篤と御勘考有之候ハ、速ニ御了解

可相成候、

一ザーン氏、ピンヤトル氏、コルト氏所持二分金之儀に付ては、足下之

御所置一圓難信候、其故ハ足下ヨリ我八月廿八日御差出相成候書中ニ

は前三名之書付三枚有之、足下江御面談之節期日後レ之書は難取用旨

相断候処、其節ニ至リザーン氏之書は不分明ニ付断然相拒み、残り両名

之書付二枚丈ハ取上吳候様強テ御頼有之候得共、ザーン氏右様不分明

之書を差出せし時足下ニテ御採用之上当局江轉附被致、面談之節ニ

至リ右之御申立難解、殊ニ其節採用致吳候様御頼有之候残り一枚之

書付之内、此節ニ至リテはコルド^(アマ)氏差出せし書付は御触書之日限ニ違

背せし趣を以御差出無之、ザーン氏之書付は相拒み、ピンヤトル氏之

書附のみ一枚採用致吳候様御來示之趣、右様度々齟齬致候儀のみ御申

越有之候ては孰孰信偽難弁候、此旨及御答候、謹言、

上野 敬介

一十字比中山九郎來テ楮幣を当地ニ流通之策ヲ談ス、時々来客アリ、此

佛蘭西岡士

エル デュリー エスクワイル

右譯文相添明朝差出ス、

八月三日 晴天

一終日在宿、

八月四日 晴天

一朝八字管事役所江出局、燈明臺御雇入之外国人ウーラース江面会、平井義十郎立合ニテ稻佐製鐵所ニ於テ当地燈明臺は出張之筈決定、青木某制鉄所之長タルニ依リ此者江任し置、向後横濱トノ燈明臺ニ付て之引合、且燈明臺ニ付て之諸事件ハ平井ニテ受合之積、十二時帰ル、

同 五日 晴

一終日在宿、

同 六日 晴

一昨夜高橋四郎左衛門來ル^(マゴメカ)間米村カトリツキ之事ヲ聞ク、依テ試ニ其寺ニ至リ僧ニ会シテ其法ヲ聞カント乞ヘトモ不果して帰ル、昼過留守居森岡清左衛門殿來ル、四字被帰候、

同 七日

一今朝飯后立山役所江出局野村江面会ス、昨夜当港之権判事中山九郎來着由ニテ是も当局ニテ面会ス、三字比牢屋江至リ巡見して帰宿ス、

同 八日 晴

野村 宗七

一此日ハ休日、終日無事、

八月二日 雨

一七時出局、昨日差出せし佛岡士より之来翰ヲ野村より送り来ル、文ニ
曰ク、

「於長崎千八百六十九年九月六日」

知事閣下江呈ス、

一第九月四日土曜日、通常開閑之時刻ニ差出せし公用之書翰を再呈ス、
一右公書は請取らざる事能す、又常ニ公翰は勿論、通常之書類ニても留置
可キ筈ト勘考ス、

一足下之手帳ニ留置きし如、当月四日土曜日暮八字ニ受取し足下之返翰
承知致かたく候、其上予之請取りし書翰は、就れ之書翰返翰ニ有之候
や、其書翰ニ対批スル書翰は無之候、

一右事情は容易カラサル事ニ候、

一佛國^{特カ}派公使之示達を一層了解致候故、政府之交際と佛國之交際之所
置、成丈寛俗之方ニ解説して照應せんと欲ス、

一佛人ビンヤトル之申出高は御承知被下度、且サン氏之申出之高示達、之
ニ照應セサル故貴下之御拒みを乞ふ、

一コルト氏は触示せし日ニ差出サ、ル故ニ、同人之申出^(之カ)高は差出不申候、

謹言、

八月朔日

エルデューリー

穎川熊三郎譯

一内地人民所持之二分金點檢願出候者向后有之候節ハ、当地ニテ通用ス
ル疵金又ハすれ金或又焼ヶ金等之分は包中ニ不加其儘持主江差返、無
申分金之分相包、賸金之儀は管事役所より左之

一月 日

回 賸金何両預り 外國局

右之預り^(小印)を遣し當局江預り置、

一外国人所持之二分金點檢願出候ハ、真金之分相包ミ、撰出之惡金之内

摺し金・疵金・燒ヶ金等は政府にて制せし金ニは有之候得共、疵・燒
ヶ・摺レ等之旨を弁解して持主江返シ、賸も不包ニテ返ス、

一長藩來リテ曰、此度二分金御取調ニ付、同邸ヨリ外國人江拂^(新カ)せし金高
不少、若賸金アリテ真金ニ引換御申渡有之候とも、國元江問合之上ニ
無之候ては當地在留之留主居のみニテハ決定難致旨ヲ云、於此度は皇
國之興廢ニ關係スル儀ニテ、持主真金ニ引換スル時ハ外國江相渡ル賸
金減少致、斷然引換ニ至リ政府之御損費少ク、誠ニ當然之所置ニ付、
可忘其儀旨再度相達候得共、承知不致候間、然ラハ其邸留主居之名前
を以此御達振承託^(諾カ)難致旨之書面差出候様相達置候事、

一各岡士ヨリ出せし人民所持之二分金員數之書付別ニ記載有之候、

一昨日佛岡士より差出せし返翰相認、左之通、

我九月廿九日附之尊翰相達云々御申越之趣逐一一致承知候、然は外
國管事役所諸首長平井義十郎・横山又之丞江向ケ御差越之貴國人民

より真金ニ引換サセ、直ニ當局ニテ包ミ持主江返ス、

一此後引続き點検之局ヲ立、市中之商人點検願出相改之上、若贋金有之

候ハ、當人江可差返駄、政府ニ取揚駄、大隈江伺遣差団有之迄ハ管

事役所江預り置、

一此度之外國人所持之二分金點検相濟候上ハ、以後點検之局江改願出候外
國人は、其二分金此迄之振合を以テ改遣シ候積リ、左候テ向後此點檢

局外之包は以後之故障ニ預ルコト無ル可シ、

一三字佛岡士來ル、過刻佛人所持之二分金員數書出之書差返候ニ付、當

(以脱カ)

人ニも甚恐入何とも申訳無之、是非此書付のみは憐愍を改吳候様、尤

商人より岡士所江差出せしは即昨日之日附ニテ別段不可疑之者ニ付、受

取吳候様度々相談有之候得共承知不致、然ル處野村宗七江面会相談致

度旨願出、即呼ニ遣し候處、同人も來局、同列応接ニ及候處、頻り二人

民より岡士所江書出し日限昨日ニ有之、岡士より管事役所江届方遲延

致候のみ之申立、尤同人儀、日本政府之學校被相雇一ヶ月給百弗ツ、預

戴致居候者にて、此布告之日も日本政府之為ニ尽力し學校江到り留

(守)ニテ、布告文を見し事夜六字ニ為有之旨厲歎訴有之候得共、日本學

校江尽力は名のみにして、同人給料を得て學校江被相雇候儀ニ有之、尤

岡士之職掌之際私ニ為ル儀ニテ公用ヲ欠キテ此言訳は不当駄、殊ニ

布告は廿七日中ニ書出ス可キ旨を記載しタレハ、此局に於テは岡士ヨ

リ書ヲ得タル日を以證ス、其訳ハ、若人アリテ、今日昨日日付之書を認

メ曰ク、此書は昨日認タレドモ送ルニ時ナシ、依テ今日此ヲ送ルト偽

ル時ハ此も取上ルニ至ル、依テ此地ニテ約定之法則ヲ破ルノ權ナシト

答フ、佛岡士曰、然ラハ是非ナシ、依テ其證書ヲ送ルコトヲ故ニ左之

書ヲ送ル、

当港在留之貴國人民所持之二分金員數之書付、七月廿八日十時半被

差出候得共、右は期日ニ後レ候儀ニ候間、落手難致候、即御差越之

書面返却いたし候、謹言、

明治二年 七月廿八日 上野 敬介 (花押)

佛蘭西岡士 野村 宗七

エルヂューリー エスクワイル

右岡士江差返せし書付は三枚ニテ、二分金之員十六万位、内十万位所

持可有之との不分明之書一枚アリ、此分ハ取上ニ不及候得共、餘ノ二

枚丈ケヲ是非請取吳候様之歎訴アリ、

一当港贋金之相場百両ニ付三十六両位、

一今朝本餌屋町福井屋江轉宿ス、七時管事局江出勤、二分金點檢始ル

一七時退局之席薩邸ニ至テ森岡清左衛門・東郷次郎八等ヲ見ル、八字帰

宿、穎川保三郎來ル、十二時帰ル、

八月朔日 晴天

前書は別紙共各國岡士江布告シテ、受書各國より来ル、横濱ニテ大隈ヨリ聞クニ、此節二分金點検は政府ニテ制出セサル者は都テ賛金之部ナルヲ、今爰ニ於テ各國公使よりコンシェル等江布告ノ文中ニ曰ク、

○政府ニテ定メタル性合同様ナル者ハ以來無差支通用シ、其性合下レル者ハ追々政府ニテ定メタル性合ノ二分金と引換渡ス可シ、右之文意ニ依ル時ハ政府ヨリ制出セサル賛金之内ヲ二種ニ分子、一分ノ性合政府制出之二分金ニ同様ナル者ヲ通用せしめ、一分ノ性合劣レル者ヲ以テ不通トス、今賛金之内政府ニテ制出セル性合似合之者ヲ區別して真金之部ニ入ル時は此後引換之時ノ金高少カル可シ、乍併、大隈氏ヨリ聞し令ニ從テ政府ニテ制せし者のみヲ真金ト定メタリ、

點檢日限モニウヨーク着船直ニ各國岡士江布シ、其翌日其員數ノ書出シヲ受取、翌日中ニ政府ニテ點検スルヲ聞ケリ、英公使ヨリ布告之文中ニ

「各港ニテ布告せし翌日英國臣民ヨリ各所持スル二分金ノ員數ヲ認

メ開官之中ニ英國コンシュル所江差出ス可シ、右書面ハ裁判所に送ル可シ、併シ期スル日ニ右書面ヲ差出サ、レハ、夫ヲ取上サル可シ、日曜日除ク其翌日ニ二分判之持主、二分金ヲ見改ノ為何日ニ裁判所江

持來ル可キ旨を裁判所ヨリ持主江報知ス可シ、」

此意ニ依る時ハ布告ノ翌日書出ササル者ハ、不取上ハ勿論ナレトモ、今爰ニ布告之翌日二分金所持ノ員數ヲ曉と書出シ置、其翌日中ニ其二分金ヲ見改之為メ持參セサル者アル時ハ、都テヲ引換サルノ言發シ難カル可シ、如何トナレハ、文中ニ曉ト定メタル日限ヲ記サス只何日と仮リニ設ケ

有リ、然リト雖モ当港ニテ布告セシ文中ノ意ヲ以テ、此日限ニ持出ササル者損失タルコトヲ以テ所置スル積リ、日限モ始ノ布告文中ニ有ルヲ以テ、改テ裁判所ヨリ持主江布告セス、

当港支那人所持之二分金ヲ外國人江賣ル恐アリ、此金支那人持主ヲ外國人と偽ル時ハ其取締難出来故ニ、支那人惣裁ナル者ニ布告し日、

「此節外國人所持之二分金取調之儀有之間、此淮外國人江二分相渡度支那人は、外國管事役所之改ヲ受取引ス可シ、若心得違之者有之、

此規則ニ背キ候者有之候節、右二分金取上ルコト、」

此布告ヲ出シ候處、彼等所持之二分金ハ如何可被成下や之旨尋來リ、右ハ追テ内地人民之御所置振可有之候間、其節内地人民同様御取扱可有之旨相達置候、右ハ此前支那より日本在留之支那人ハ日本人同様之所置ニ致異候様申來候儀有之、右ニ依テ此返答ニ及ブ、

七月廿七日 晴

一朝九字管事役所ニ到ル、今日各國人所持之二分金員數其國毎之岡士ヨリ書付を以て送り来ル、別冊アリ、其高ハ夫ニテ見ル可シ、

七月廿八日 晴

一八字管事役所江出局、朝ヨリ二分金點檢始ル、佛國岡士より同國人民所持之二分金員數ヲ書出スト雖モ、既ニ布告之日限ニ相後レ候間、譯官を以テ此書岡士所江返ス、

一當港外國人所持之二分金之内、港内兩替屋ニテ包みし者アリ、此分ハ其包ミし両替屋を呼出し立合之上、若其内ニ賛金アル時其包タル両替屋

字下ノ関ヲ過ク、夜平戸洋ニテ明ク、

同廿六日 雨天

右英文
〔省略〕

一朝十字瓊浦江着ス、即管事役所江御陸、横濱ニテ受取候當港判事江之御用封ヲ相届ケ、當港權知事野村五位江早々當局出張可有之旨ヲ報知セリ、額川保三郎江命して捕縛之者等呼寄、市中之商人、外國人江二分金不壳込様取締ヲ成シ、且外國岡士江可布告書翰草稿ヲ認メ譯官二命して譯せしむ、横山又之丞當局之司長タリ、十一時出局、野村モ無程出局、即手続之巨細演説シ町方等ニモ取締ヲ命シ、出島・新地其外船改役所等江も嚴敷取締ヲ命しタリ、

三時譯成ル、即左之如シ、

以手紙致啓達候、然は賃金所置振之儀ニ付、去ル十九日東京高輪於接遇所三条右大臣并其外之官員等各國公使ト別紙之通約定ニ相成就、廿七日中当港在留之異國人民所持之二分金高不殘外國管事役所江書出シ置、翌廿八日中ニは右二一分持參致シ我政府之點検を受候様御布令有之度、若右日限相後レ持參之者ハ持主之可為損失旨本書ニモ記載有之候間、右等篤と御勘考急速不洩様御布令有之度、右件二ハ自ら貴國公使より御報知為有之苦候得共、為念別紙相添此旨及御布告候、以上、

知縣事

右之通相改候上、賃金は精々速引換可遣事、

但、日本人民制造セサル之證於有之は引換不相成事、

各国岡士宛

〔省略〕

三

別紙之写
〔省略〕

昨十九日於高輪接遇所三条右大臣其外諸官員、各國公使江惡貨幣引換一条約定いたし候事件左之如し、

一今廿日各國公使より其人民江布告ニ及、明廿一日中ニ右人民是迄受取居候二分金之員數神奈川裁判所江書出シ、來ル廿三日同所ニ於テ所持之二分金改ヲ可請事、

尤其當日不差出商民ハ持主之可為損失事、

一兵庫・大阪・長崎ハ來ルニウヨルク船便ニテ改役人差越、其節各國公使より其地在留之岡士江右之趣書翰を以て申越、着船掛直ニ各國人民江布告ニ及び、其翌日中ニ員數書出シ、又其翌日中ニ可相改事、

一新潟・箱館は速ニ陸地ニテ改人差遣し候付、其節各國公使ト云々以下右に準ス、

一貨幣^(幣)を改候節或は其後ニ到リ候トモ疑敷儀有之候ハ、帳面相改可キコト、

例言

一この日記の原本は国立国会図書館に所蔵されており、今回の解説は鹿児島県歴史資料センター黎明館蔵の影印本により行なつた。

一日記の体裁を考え、日付の位置などは、ある程度統一した。

一日記中、適宜読点「、」および並列店「・」を附した。

一私注は()を用い、字句について推定の場合は(:カ)の如く記した。

一難読箇所は□を以てあらわした。

一異体・略体文字は普通の文字に改めた。

一変体仮名は普通の平仮名に改めたが、江はそのまま残した。

一英文の部分は省略した。

七月廿一日

出崎中日記

上野敬介

巳七月
不許他見

(表紙)

一今夕外国人所持之贋金御所置振之儀ニ付、明朝出船之亞飛船ニウヨークより出崎致し候様寺島・大隈ヨリ下命有り、七字大隈下宿肥前屋江致り各国公使江御定約之始末之巨細并ニ出崎之上可施行手順等承り、五代も来ル、十二字帰宿、

七月廿二日 晴天

一朝五字乗船、八字神奈川港開帆、

同廿三日 雨天

一夕五時兵庫江着ス、即五代同伴、神戸裁判所中島作太郎・陸奥陽之助宿江至リ、神戸表外国人江贋金所置布告等之手順申談シ、七時五代は浪華江馬ニテ致リ、我ハ神戸町鉄屋江帰宿ス、

同廿四日 雨天

一朝七時神戸町道遙ス、十二時帰宿、四字乗船、即時同港開帆、

同廿五日 雲

一船暫ク備後トモ津江致リ、基地之便人等ヲ上陸せしめ即亦進ム、夕七

出崎中日記

吉元正幸

はじめに

本誌第十一号で上野景範^(ハイ)布哇国渡海日記を紹介したが、本号でも引続き上野景範の日記の一つである「出崎中日記」を紹介する。

景範は、明治二年七月、「御用掛申付、當分監督司知事之心得ヲ以、長崎縣可致出張候事、七月 大蔵省」という辞令を受け、七月二十二日八時、神奈川港を出港した。この日記は出港の前日から書き出し八月二十日で終っている。この間約一月である。

今度の景範の長崎出張の主な目的は、長崎居留の外国人が現在所有している濫悪式分判金の取調べであつた。当時の我が国の通貨制度の紊乱ぶりは甚しきもので多くの弊害が生じていた。そのため通貨問題は外交問題の重点にもなつっていたので明治政府は通貨問題の処理に多大の努力を傾けなければならなかつた。そもそも明治初期における通貨制度の乱れの主な原因是、維新前に旧幕府・諸藩が費用の不足を補わんがため劣悪の式分判・壹分判を多量に鋳造したことや維新後も会津・仙台・鹿児島・広島などの諸藩では依然として賡金を鋳造していたことなどに求められるのである。このほか政府自らも明治元年四月から江戸金座において、五

月からは大阪長堀金座において劣位な式分判・壹分判・壹朱判の鋳造を始め多量の劣悪貨幣を鋳造発行した。このため十三・四種の式分判金が市中に出回り、うち十中七・八は賡金であるという実態であった。こうした貨幣制度の紊乱に対しして各国の外国公使は、明治二年正月七日付を以て濫悪貨幣の弊害の除去を求める要求書を外務卿宛に提出し、続いて七月六日付で「日本国内通用濫悪貨幣ノ处分ニ就キ商議條款大意書」なるものを提出するに至つた。これを受け明治政府側も七月十二日には三條右大臣・岩倉大納言・澤外務卿・寺島外務大輔・大隈大蔵大輔・伊藤大蔵大丞らが出席し、英・仏・米・独・伊の公使と高輪應接所で濫悪貨幣の処分を談判した。この会談の結果をふまえて政府は、七月二十日に我国居留外国人が現有する濫悪式分判金を兌換する方法五ヶ条を定めて各外国公使に報告した。こうして兵庫・大阪・長崎・新潟・函館の各港には居留外国人のために貨幣改官吏を派遣し、外国人が現在所持する式分判金貨の真贗を鑑査してこれに糊封するとともにその員数の把握にとめた。

「出崎中日記」はこの時長崎へ派遣された上野景範の現地での各国領事への対応の仕方や諸藩への対応の具体相が読み取れる興味深い内容となっており、明治期の財政史研究には参考となる史料といえよう。

(参考資料：明治財政史)